

## 海岸清掃等によるごみの搬入について

海岸清掃に伴うごみの搬入について、下記のとおり搬入するようお願いします。

なお、処理(搬入)できない物はお持ち帰りいただきます。

処理(搬入)できない物の処分については各市:環境課と事前に協議してください。

海岸清掃を行う前に、必ず参加者全員にごみの分別を周知徹底してください。

		作 業 要 領	備 考
1	申請書類		
	ごみ搬入手数料免除申請書 (記入)	事前に各市役所で申請する	御前崎市役所:環境課 牧之原市役所相良庁舎:環境課
	① 搬入年月日		
	② 搬入物 車両番号・搬入車氏名 ※複数回・複数台で行う場合	種類を記入「可燃物」「金物」等 搬入車両ナンバー・氏名を記入 裏面「公共搬入車証明書」に記入	砂、土、汚泥等は搬入できません
	③ 搬入事由 申請者	持ち込むごみの発生理由「海岸清掃」など	
2	受付		
	① 申請書の提出	当日、搬入1番目の方が持参・提出	
	② 搬入時	どこの海岸清掃かを報告	
	③ 計量	受付前の計量機にて計測	
	④ 荷降ろし	積み荷を降ろしてください	係員の指示に従ってください
	⑤ 終了時	精算所の計量機にて計測	
3	分別	環境保全センターホームページまたは 各市配布の「ごみの出し方」等を参考	搬入できないものについては 各市担当課へ事前に相談してください
	① 砂、土、汚泥等	搬入できません	
	② ○流木 直径10cm以内 直径10cmを超える物 ○生の草木類(リサイクル)	砂、土の付着がないようにお願いします 50cm未満に切断(可燃物扱い) 搬入できません ごみ、砂等の混入厳禁 直径10cm以内・長さ概ね2m	分別が困難な場合は規程内に切断し 搬入(直径10cm以内・長さ50cm未満)
	③ 可燃物	なるべく砂・土等を掃ってください	
	④ ビニール・スチロール	海岸清掃に伴うごみは風化が激しいので	
	⑤ ペットボトル	可燃物として搬入	
	⑥ 缶	ペンキなど中身が残っている物は 搬入できません	
	⑦ ビン	必ず洗ってから搬入してください	内容物が残っている、または 洗っていない物は搬入できません
	⑧ 漁網、ナイロン・プラスチック製のロープ、ブイ、大きな流木、 バッテリー、タイヤ、グラスファイバー製品等は処理できません		詳しくは保全センターホームページ または、「ごみの出し方」等を参考

日曜の搬入は他の搬入者も多いため、受付を待つ時間がかかる場合があります。

砂の付着が目立つ物は搬入できません。車別に分別して搬入していただくと荷降ろししやすく時間の短縮になります。

搬入者の方自身で荷降ろししていただくため、搬入車両には2人以上が乗員して搬入してください。